

広島県宿泊税システム整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 本県における宿泊税の導入に伴う宿泊事業者のシステム整備を支援し、宿泊事業者の事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、宿泊税の登録特別徴収義務者に対し、予算の定める範囲内において、広島県宿泊税システム整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、広島県宿泊税条例（令和6年広島県条例第32号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) レジシステム 宿泊に伴って発生する料金、宿泊者数等を管理するシステムをいう。

(2) システム整備 宿泊税の導入に伴うレジシステム等の整備をいう。

(3) 登録特別徴収義務者 条例第9条又は条例附則第4条の規定に基づき宿泊税特別徴収義務者登録申請書を提出した特別徴収義務者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象事業者」という。）は、登録特別徴収義務者であって、次の条件をすべて満たす者とする。

(1) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は第20条第1項の規定による通報の対象となった者ではないこと。

(2) 広島県の県税、特別法人事業税及び地方法人特別税、延滞金、加算金について未納（徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。）がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象事業者が行うシステム整備に係る事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要するシステムの改修又は構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入に係る経費とし、宿泊施設ごとに算定する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

(1) 経常的経費

(2) 人件費、交際費、交通費、宿泊費及び飲食費

(3) 公租公課（消費税及び地方消費税など）

(4) 他の補助金等の交付の対象となっている経費

(5) その他社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10に相当する額とする。

2 補助金の上限額は、条例第9条又は条例附則第4条の規定に基づき申請した宿泊施設1施設当たり200万円とする。ただし、200万円を超える場合においても、宿泊税の導入に伴う必要な経費として、あらかじめ知事の承認を受けた場合には、この限りではない。

(交付の申請)

第7条 補助対象事業者は、交付申請を行う場合、次の表の申請書に添付書類を添えて、知事に提出しなければならない。

申請書	添付書類
別記様式第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（別記様式第2号） ・収支予算書（別記様式第3号） ・その他知事が必要と認める書類

（交付の決定及び条件）

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、別記様式第4号により、その決定の内容及び条件を申請した者に対し、通知するものとする。

2 規則第5条第3項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

（1）補助対象事業の内容の変更（事業の目的達成に支障をきたすおそれのない、次の表に掲げる軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ別記様式第5号による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けること。

軽微な変更

経費の変更	事業内容の変更
補助対象経費の総額から20パーセント以内の減少となる内容の変更	計画の進捗により、数量の変更、設備等能力の大小など、事業の目的達成に支障を来すおそれのない範囲の変更である場合

（2）補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ、別記様式第6号による補助事業中止（廃止）承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けること。

（3）補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、あらかじめ、知事に報告してその指示を受けること。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、第8条第1項の通知を受領した日から起算して20日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。

（実績報告）

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするとき、当該補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月20日のいずれか早い日までに次の表の実績報告書に添付書類を添えて、知事に提出しなければならない。

申請書	添付書類
別記様式第7号	<ul style="list-style-type: none"> ・事業概要説明書 ・収支決算書（別記様式第8号） ・その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第9号により、速やかに当該補助対象事業者に通知するものとする。

（事業等の承継）

第12条 補助対象事業を実施する事業者について合併、譲渡、相続その他の事由により変更が生じた場合は、当該事業者の地位を承継する者が、当該事業を承継できるものとする。

2 前項の規定により補助対象事業を承継する者は、別記様式第10号による事業承継届に承継の事実を証する書類を添えて、当該事業を承継した日から1月以内に知事に提出しなければならない。

(指示事項の遵守)

第13条 補助対象事業者は、知事が事業報告を求めるなど必要な指示をしたときには、これに従わなければならない。

- 2 この補助金について知事が必要であると認めるときは、報告を求め又は県職員に検査させることがある。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由によることなく事業完了後、補助金の交付に係る事業場等において業務を開始しないとき。
- (2) この要綱に違反する行為があったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(補助金等の返還)

第15条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助対象事業者は、第14条の規定に基づく取消しにより補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助対象事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の管理)

第17条 補助事業により取得した財産（1件当たりの取得価格が50万円以上の財産に限る。）について、別記様式第11号による財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 補助金の額の確定日から、知事の定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに対象設備を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、廃棄し、又は担保に供してはならない。

- 2 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数の期間とする。
- 3 規則第22条第2号及び第3号の規定により知事が定めるものは、1件当たりの取得価格が50万円以上の財産とする。
- 4 前項に該当する財産を処分しようとするときは、別記様式第12号による財産処分承認申請書1部を知事に提出しなければならない。
- 5 前項により承認を受けて財産の処分を行ったときは、別記様式第13号による財産処分報告書1部を知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、規則第22条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助対象事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助対象事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第19条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日又は当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して10年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(他制度との調整)

第20条 補助対象事業者に対する国、県又は地元市町が行う制度に基づく措置とこの要綱に基づく措置とが重複して適用される場合のこの要綱の適用については、知事が別に定める。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月19日から施行する。

交付申請書

年 月 日

広島県知事様

住所又は法人所在地
申請者 氏名又は法人の名称
※1 代表者名
法人番号

広島県宿泊税システム整備費補助金交付要綱第7条（令和7年5月19日制定。以下「要綱」という。）の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

なお、申請した事項については事実と相違ありません。

また、私は、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は第20条第1項の規定による通報の対象と対象となった者ではありません。広島県の県税、特別法人事業税及び地方法人特別税、延滞金、加算金についても、未納（徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。）はありません。

補助金交付申請額 金 円 ※2

整備する 施設の 名称		整備する 施設の 所在地	
整備 期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
補助事業 の種別 ※3	1 システム改修		
	2 システム構築		
	3 ハードウェア購入		
	4 ソフトウェア購入		
交付申請 額の算出	事業費（実際に要する事業費）		円
	対象経費（A）		円
	補助上限額（B）※4		2,000,000円
【下記に同意する場合は、必ず□欄にチェック（✓）をお願いします。】 <input type="checkbox"/> 申請者は、審査担当部署（広島県観光課）が税務担当部署に申請者の広島県税の納税状況及び宿泊税特別徴収義務者登録状況を確認し、その結果を資格審査に利用することに同意します。 （留意事項） ・上記の利用期間は、同意した日から、審査結果の通知の日を起点として3か月を経過した日までの間とします。 ・申請時点で広島県の県税、特別法人事業税及び地方法人特別税、延滞金、加算金について未納（徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。）がある場合、その申請は認定できません。 ・県税事務所（分室）から、確認のため電話連絡する場合があります。 ・納税の状況によっては、税務担当部署内で申請者の情報を共有する場合があります。			

※1 申請者が法人の場合は登記上の所在地を、申請者が個人の場合は住民票上の住所を記載する

こと。

- ※2 交付申請額の算出区分における対象経費（A）又は補助上限額（B）のいずれか少ない額を記載すること。
- ※3 該当するものすべてに丸を付けること。
- ※4 要綱第6条第2項の規定により知事の承認を受けた場合は、当該承認を受けた補助金の額を記載すること。

添付書類

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）その他知事が必要と認める書類（企画書、見積書等交付申請額の算定根拠資料など）

様式第2号（第7条関係）

広島県宿泊税システム整備費補助金事業計画書

システム改修・構築	システム名		
	整備スケジュール		
	整備内容		
	宿泊施設情報	施設名	
所在地			
ハードウェア購入	購入機器		
	納品予定日		
ソフトウェア購入	購入ソフトウェア		
	取得予定日		
担当連絡先	所属、役職、氏名	所属・役職： 氏名：	
	TEL		
	E-mail		

様式第3号（第7条関係）

収 支 予 算 書

収 入		支 出	
区 分	金額（円）	区 分	金額（円）
補助金の額			
合 計		合 計	

交 付 決 定 通 知 書

第 号
（補助対象事業者名）

所在地
代表者

年 月 日付けで申請の広島県宿泊税システム整備費補助金については、広島県宿泊税システム整備費補助金交付要綱（令和7年5月19日制定。以下「要綱」という。）第8条の規定により交付することに決定しましたので、通知します。

年 月 日

広島県知事

1 補助金の対象となる事業場等の所在地及び名称

（1）所在地

（2）名 称

2 補助対象事業及び交付決定額

3 交付決定の条件

（1）補助対象事業の内容の変更（事業の目的達成に支障を来すおそれのない、年 月 日付けの申請内容の軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

（2）補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

（3）補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、あらかじめ知事に報告してその指示を受けること。

4 この補助金は、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号）及び要綱の適用を受けるものである。

変更交付申請書

年 月 日

広島県知事様

所在地
申請者 名称及び
代表者名

年 月 日付け第 号で交付決定された広島県宿泊税システム整備費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおり計画を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金の対象となる事業場の名称及び所在地
(1) 名称
(2) 所在地

- 2 変更理由

- 3 事業の変更内容

変更前	変更後	変更理由

- 4 経費配分の変更内容

(単位：円)

補助対象となる経費		補助金交付申請額		備考
変更前	変更後	変更前	変更後	

様式第6号（第8条関係）

補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

広島県知事様

所在地
団体名
代表者名

年 月 日付け第 号で交付決定（令和 年 月 日付け第 号で変更交付決定）
されたこの補助事業を次のとおり中止（廃止）したいので、広島県宿泊税システム整備費補助金交付要
綱第8条の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止年月日）

様式第7号（第10条関係）

実 績 報 告 書

年 月 日

広島県知事様

所在地
報告者 名称及び
代表者名

広島県宿泊税システム整備費補助金交付要綱（令和7年5月19日制定。以下「要綱」という。）第10条の規定により、年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった広島県宿泊税システム整備費補助金の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

補助金実績報告額 金 円 ※1

整備する 施設の 名称		整備する 施設の 所在地	
整備 期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
補助事業 の種別 ※2	1 システム改修		
	2 システム構築		
	3 ハードウェア購入		
	4 ソフトウェア購入		
実績報告 額の算出	事業費（実際に要した事業費）		円
	対象経費（A）		円
	補助上限額（B）※3		2,000,000円

※1 実績報告額の算出区分における対象経費（A）又は補助上限額（B）のいずれか少ない額を記載すること。

※2 該当するものすべてに丸を付けること。

※3 要綱第6条第2項の規定により知事の承認を受けた場合は、当該承認を受けた補助金の額を記載すること。

添付書類

- （1）事業概要報告書
- （2）収支決算書
- （3）その他知事が必要と認める書類（契約書、納品書、領収書等交付申請額の算定根拠資料など）

様式第8号（第10条関係）

収支決算書

収 入		支 出	
区 分	金額 (円)	区 分	金額 (円)
補助金の額			
合 計		合 計	

様式第9号（第11条関係）

交 付 額 確 定 通 知 書

第 号
（補助対象事業者名）

所在地
代表者

年 月 日付け第 号で交付決定した広島県宿泊税システム整備費補助金については、広島県宿泊税システム整備費補助金交付要綱（令和7年5月19日制定。以下「要綱」という。）第11条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知します。

令和 年 月 日

広島県知事

1 補助対象事業 広島県宿泊税システム整備費補助金

2 交付決定額 金 円

3 確定額 金 円

4 交付条件

（1）次のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、又は、既に交付した補助金の返還を命ずることがある。

ア 正当な理由によることなく当該業務を中止し、又は廃止したとき。

イ 要綱第3条に規定する要件を欠くに至ったとき又は偽って補助金の交付を受けていたとき。

ウ その他要綱に違反する行為があったとき。

（2）補助金の額の確定日から、知事の定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで対象設備を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、廃棄し、又は担保に供してはならない。

（3）この補助金について知事が必要であると認めるときは、報告を求め又は県職員に検査させることがある。

（4）この補助金に係る帳簿及び書類を保管しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日等から起算して10年を経過した日の属する県の会計年度の末日とする。

（5）政治資金規正法第22条の3第4項の規定により、地方公共団体から一定の補助金等（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体【政党等】に対して政治活動に関する寄附をすることができないこととされている。

当該補助金は、上記の寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等）には該当しないおそれがある。

5 この補助金は、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号）及び要綱の適用を受けるものである。

様式第10号（第12条関係）

事業承継届

年 月 日

広島県知事様

所在地
届出者 名称及び
代表者名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった次の事業を別記のとおり承継したので、広島県宿泊税システム整備費補助金交付要綱第12条の規定により届け出ます。

- 1 助成対象事業名
- 2 承継した事業場の所在地及び名称
- 3 承継の年月日
- 4 承継後の業務開始の年月日
- 5 承継の事由
- 6 承継後の変更事項

注 承継の事実を証する書類を添付すること。

広島県知事様

財産処分承認申請書

所在地
団体名
代表者名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった広島県宿泊税システム整備費補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので、広島県宿泊税システム整備費補助金交付要綱第 18 条の規定により申請します。

財 産 名	
取 得 年 月 日	
耐 用 年 数	
取 得 価 格	
補 助 金 額	
処 分 予 定 年 月 日	
処 分 方 法	
処 分 収 入 見 込 額	
処 分 理 由	
備 考	

広島県知事様

財産処分報告書

所在地
団体名
代表者名

年 月 日付け第 号で処分の承認を受けた財産を、次のとおり処分しましたので、広島県宿泊税システム整備費補助金交付要綱第 18 条の規定により報告します。

財 産 名	
取 得 年 月 日	
耐 用 年 数	
取 得 価 格	
補 助 金 額	
処 分 年 月 日	
処 分 方 法	
処 分 収 入 額	
処 分 理 由	
備 考	